

## 道路での工事・作業に関する手続きについて

町道における工事・作業には町への申請又は届出と天理警察署への道路使用許可申請が必要です。

**STEP1.** 内容に当てはまるものを次の①～③から選び、それぞれ申請書又は届出書を提出。

### ①道路に占用物等を設置（占用工事）

- ・電柱（電話柱）の新設・建替
- ・給排水管・ガス管等地下埋設
- ・仮設足場設置
- ・露店等
- ・看板、標識、旗ざお、
- ・パーキング・メーター、幕及びアーチ
- ・土石、竹木、瓦その他の工事用材料

### ②道路の形状に関する工事（承認工事）

- ・歩道切り下げ
- ・ガードレール新設・撤去
- ・ガードパイプ新設・撤去
- ・側溝の敷設・切り直し
- ・その他道路に関する工事（形状変更するもの）

③道路に関する工事  
ではないが道路で  
交通規制をかける  
必要がある

#### 道路占用許可申請書

添付書類

着工前

- ・委任状
- ・位置図
- ・計画図
- ・構造図
- ・舗装復旧図
- ・関係機関協議結果報告書
- ・申請チェックシート
- ・誓約書
- ・現況図
- ・交通規制図
- ・工事施工事前報告書
- ・現況写真

※提出部数は3部（正1部、副2部）

○許可まで約20日（警察経由のため）

関係法令

道路法第32条・33条

#### 道路工事施行承認申請書

添付書類

着工前

- ・委任状
- ・位置図
- ・計画図
- ・構造図
- ・舗装復旧図
- ・関係機関協議結果報告書
- ・申請チェックシート
- ・誓約書
- ・現況図
- ・交通規制図
- ・工事施工事前報告書
- ・現況写真

※提出部数は2部（正1部、副1部）

○許可まで約10週間

関係法令

道路法第24条

#### 道路一時使用届出書

添付書類

・位置図

・交通規制図（迂回路及びガードマンの設置を記したもの）

※提出部数は2部（正1部、副1部）

副本は受付印を押印し、即時返却（届出者は別途教育委員会等、各関係機関と調整すること）

※令和5年10月2日現在 今後変更する可能性があります。

**STEP2.** 許可書等を受け取った後は天理警察（田原本庁舎）に道路使用許可を申請。

※道路使用許可申請については下記連絡先にお問い合わせください。

天理警察署 田原本警察庁舎

電話番号：0744-33-0110（代表）

**STEP3.** 占用工事もしくは承認工事については、工事着工時及び工事竣工時に

それぞれ着工届、竣工届を提出。（**現場写真の添付が必要**）